第2期やまなし子ども・子育て支援プラン(素案)

令和2年3月

山梨県

第1草	計画の基本的事具
1	計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	他の計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5	計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6	計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況
1	少子化の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2	前計画からの国の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
3	第1期やまなし子ども・子育て支援プランの評価・・・・・・・・・・・ 18
第3章	基本的な考え方
1	基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2	基本的な視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
3	施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
4	子どもの成長段階に応じた子ども・子育て支援策 ・・・・・・・・ 21
第4章	具体的な施策
1	結婚を希望する若者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2	親と子の健康の確保及び増進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
3	仕事と子育てを両立するための支援 ・・・・・・・・・・・・・・ 28
4	幼児期の教育・保育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・ 30
5	地域における子育ての支援 ・・・・・・・・・・・・・ 33
6	子どもたちを取り巻く教育環境の充実 ・・・・・・・・・・・ 39
7	社会的養育等の推進体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
8	子育てを安全安心にできる環境づくり ・・・・・・・・・ 55
第5章	教育・保育等の推進のための基本的事項
1	教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする
	教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ・・・・・・ ・・・・・・ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教
	等・保育の推進に関する体制の確保の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・積み上げ中
5	教育・保育情報の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6章	計画の取組指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7章	参考資料
1	やまなし子ども・子育て支援プランの評価結果 ・・・・・・・・
2	区域(市町村)別の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業一覧・・・・

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県の出生数は、昭和40年以降低下傾向が続いていますが、今後も少子化が 進行し、人口減少社会は更に深刻になっていくと推測されており、将来の経済・ 社会全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の下、本県では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17年に「やまなし子育て支援プラン」(平成 17年度~平成 21年度)、平成22年に「やまなし子育て支援プラン後期計画」(平成22年度~平成26年度)を策定し、子育て支援施策を計画的に推進してきました。

平成24年8月に質の高い教育・保育(※1)の総合的な提供、保育の量的拡大 及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子 育て支援法が制定され、都道府県に「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定 が義務づけられ、次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体の計画として平 成27年3月に第一期「やまなし子ども・子育て支援プラン」を策定しました。

平成 29 年 10 月には、県や市町村、保護者、県民、保育・教育関係者、事業主が一体となった取り組みを推進し、子ども・子育て支援のより一層の充実を図るため、本県の子ども・子育て支援に関する基本的な理念等を定めた「やまなし子ども・子育て支援条例」が公布・施行され、11 月 19 日が「やまなし子育ての日」と定められました。

また、県では平成31年4月から結婚から妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援を効果的に進めるため、新たに子育て支援局を創設し、子育てに関する施策の一元的な推進を図るなど、子ども・子育て支援に対する体制を強化しています。

第二期計画は第一期計画を基本に、計画策定後に生じた社会状況の変化や新たな取り組みなどを反映するとともに、市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策を更新するものです。

第二期「やまなし子ども・子育て支援プラン」は、すべての子どもが健やかに 成長できるとともに、本県で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることので きるよう、子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすさ日本一のやまなしの 構築を目指します。

(※1)教育·保育

教育: 満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培 うものとして教育基本法第6条第1項に規定する学校において行われる教育。 (子ども・子育て支援法 第7条第2項)

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するこ

とを目的とする。

保育:児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育。(子ども・子育て支援法 第7条 第3項)

保育所は、養護(子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行う援助)及び教育(学校において行われるものを除いた子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助)を一体的に行うことを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく計画であり、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく法定計画です。

また、やまなし子ども・子育て支援条例第24条の規定に基づく基本計画であり、山梨県総合計画、山梨県地域福祉支援計画の部門計画となります。

3 他の計画との関係

次の計画と調和を保ったものとしています。

- 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく「山梨県教育振興基本計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項の規定に基づく「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」
- 「第1期山梨県障害児福祉計画」を含む「やまなし障害児・障害者プラン 2018」
- 健康増進法第8条の規定に基づく「健やか山梨21(第2次)」
- 「新しい社会的養育ビジョン」に基づく「やまなし社会的養育推進計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく「やまなし子どもの貧困対策推進計画」 等

4 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。 また、計画の中間年である、令和4年度に見直しを行うこととします。

5 計画の進行管理

県は、毎年度、計画における各事業の進捗状況を点検、評価し、山梨県子ども・ 子育て会議に報告します。また、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状 況等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

6 計画の推進体制

〇 県民一体となって推進

県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等と相互に連携し、一体となった取り組みを推進します。

○ 国、市町村との連携

国、県、市町村間で適切に役割分担を行いながら、一体となって取り組みを推進します。

〇 全庁的な推進

子育て支援推進本部を中心に各部局が連携し全庁を挙げて総合的な取り組みを 推進します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 少子化の進行

① 合計特殊出生率、出生数の低下

本県の出生数(※2)は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も、減少傾 向が続き、平成30年は5,556人となっています。

また、本県の合計特殊出生率(※3)は、平成21年に1.31まで落ち込んだ後、 平成22年に上昇し、平成30年は、1.53となっています。

- (% 2)出生数:一年間に生まれる子どもの数
- (% 3)合計特殊出生率: 15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したも ので、一人の女性が、一生の間に生む子どもの数に相当する

14,000 2.50 2.30 12,000 2.00 ■山梨県出生児数 山梨県合計特殊出生率 10.000 全国合計特殊出生率 8,000 1.38 1.39 1.26 6,000 1.00 4,000 2.000 昭和40年昭和45年昭和50年昭和55年昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年平成17年平成22年平成25年平成26年平成27年平成28年平成29年平成30年

出生数と合計特殊出生率の推移(山梨県)

資料:厚生労働省「人口動態統計」

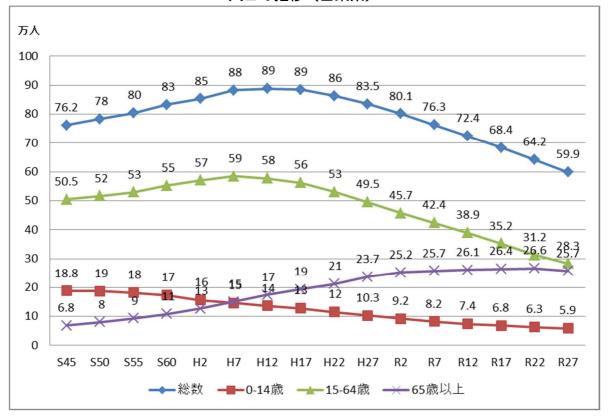
② 人口の減少

本県の人口の推移をみると、平成 17 年以降減少し、令和元年 10 月 1 日現在、 約81.2万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(※4)の「日本の地域別将来推計人口」(※5)(平 成30年3月推計)によれば、本県の人口は、令和27年には59万人台まで減少 すると見込まれています。

- (%4)国立社会保障・人口問題研究所:厚生労働省の付属機関で、人口・経済・社 会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を政策に結 びつけることを目指す
- 日本の地域別将来推計人口:平成27年の国勢調査を基に、平成27年10 (%5)月 1 日から令和27年 10 月 1 日までの 30 年間(5 年ごと)について、

男女・年齢(5歳)階級別の将来人口を推計したもの 人口の推移(山梨県)



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」

(2) 少子化が社会に与える影響

少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済全般にわたり、様々な影響を及ぼすことが想定されます。

① 子どもや家族への影響

地域における子どもの減少による子ども同士、特に幅広い年齢の子ども同士の交 流の減少で、社会性を育みながら成長していく機会が減少していきます。

世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、家族の形態が変容することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。

② 地域社会への影響

少子化の進行により、高齢化に拍車をかけ、地域の防犯や消防などの自主的な住 民活動をはじめとする地域のコミュニティ機能が弱体化していきます。

高齢化は、地域活動を支える世代の減少にもつながり、田畑や森林の管理、伝統 行事や地域文化の継承が次第に困難になっていきます。

③ 経済社会への影響

少子化の進行により、労働力人口の減少と高齢化が進み、投資の抑制、消費の停滞などが生じ、経済成長を鈍化させる恐れがあります。

少子・高齢化の進行により、年金、医療、福祉等の社会保障における支え手が減 少する一方で、支えられる側の高齢者は増加します。このため、現役世代の負担の 増大など、今後の社会保障制度の維持・運営が大きな課題となっています。

(3) 少子化の要因

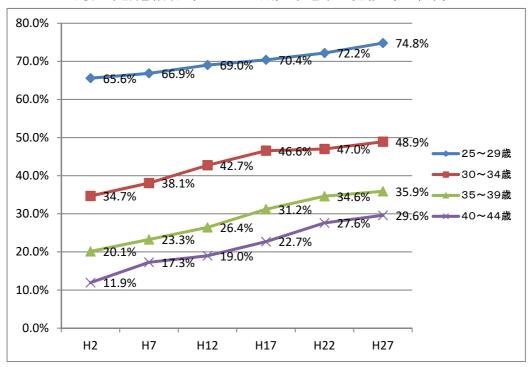
少子化の要因として、「未婚化・晩婚化の進行」と「夫婦の平均出生児数の減少」 が指摘されています。

また、本県では、子どもを産む世代の人口が減少傾向にあることなども挙げられます。

① 未婚化・晩婚化の進行

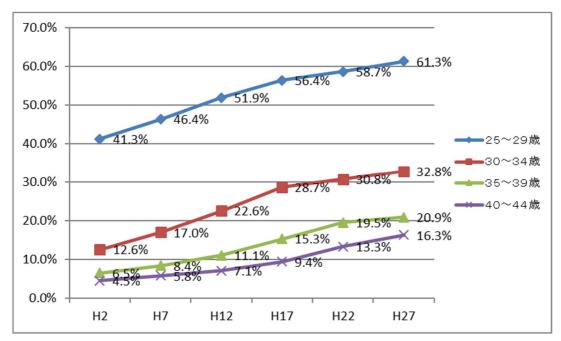
本県においても、未婚率は、男女とも 25~44 歳のすべての年代で上昇しています。

男性年齢階級別(25~44歳)未婚率の推移(山梨県)



資料:総務省「平成27年国勢調査」

女性年齢階級別(25~44歳)未婚率の推移(山梨県)

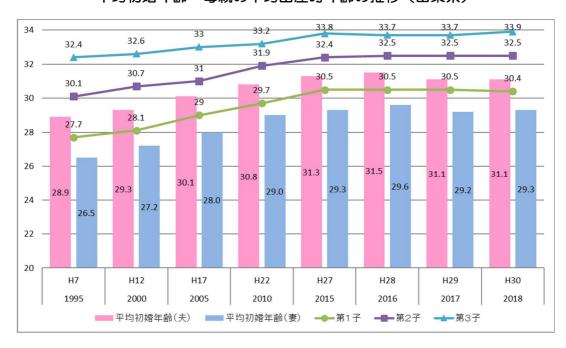


資料:総務省「平成27年国勢調査」

平均初婚年齢も、年々上昇しており、全国と同様に晩婚化が進んでいます。 晩婚化の影響を受け晩産化の傾向となるとともに、出産間隔が短くなる傾向と なっています。

晩婚化の進行は、結果として出産可能期間を短縮し、出生数の減少につながる こととなり、少子化の大きな要因の一つとされています。

平均初婚年齢・母親の平均出産時年齢の推移(山梨県)



資料:厚生労働省「平成30年人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、結婚の意思を持つ 18~34歳の未婚者は約9割となっています。

結婚する意思を持つ男性未婚者の割合(18~34歳)(全国)



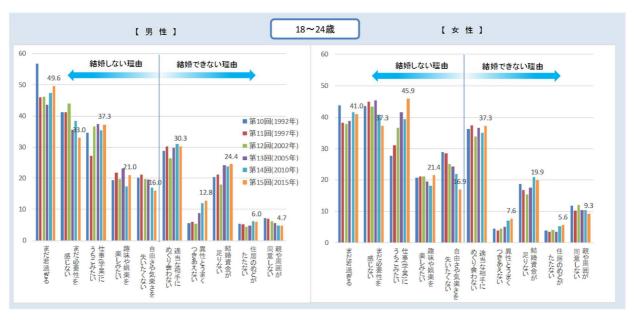
結婚する意思を持つ女性未婚者の割合(18~34歳)(全国)



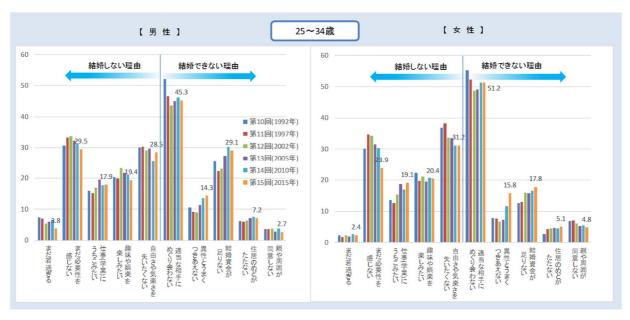
資料:国立社会保障•人口問題研究所「第15回出生動向基本調查」

独身にとどまっている理由は、18~24歳の年齢層では男女とも「まだ若すぎる」「必要性を感じない」「仕事に打ち込みたい」など、結婚しない理由が多く挙げられていますが、25~34歳の年齢層では男女とも「適当な相手にめぐり会わない」が大きく上昇し、結婚できない理由の割合が高くなっています。

独身にとどまっている理由(18~24歳)(全国)

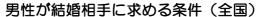


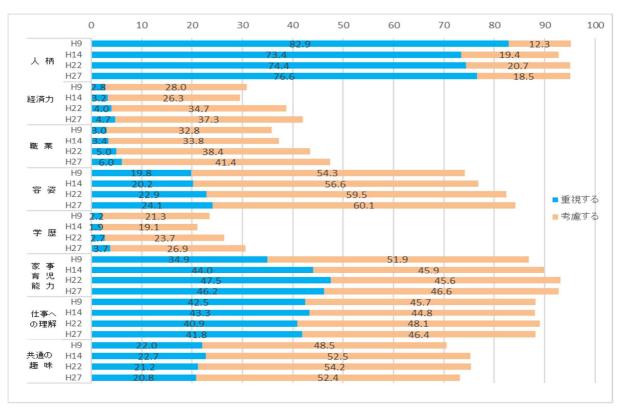
独身にとどまっている理由(25~34歳)(全国)



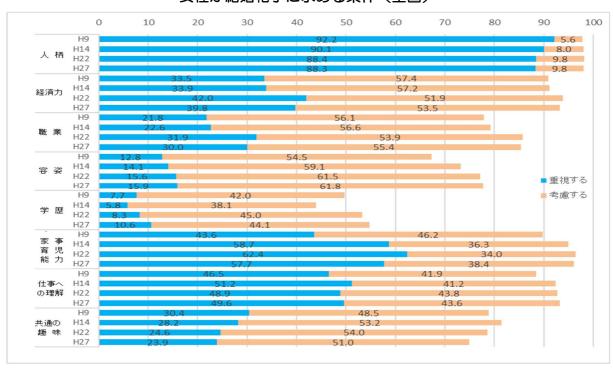
資料:国立社会保障•人口問題研究所「第15回出生動向基本調查」

結婚相手に求める条件についてみると、男女とも、家事の能力を重視する割合が増加しています。また、女性は、経済力や職業、仕事への理解を考慮、重視する割合が高く、結婚して子どもを持ち、仕事も続けることを望む傾向を示しています。

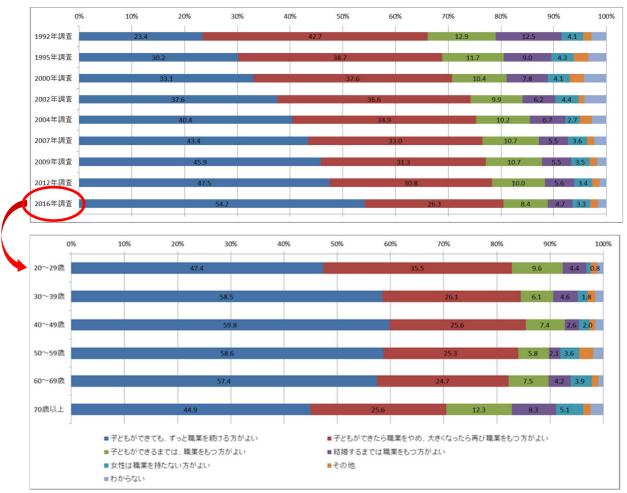




女性が結婚相手に求める条件(全国)



資料:国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」 女性が職業を持つことについての考え方(全国)



資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

② 夫婦の平均出生児数の減少

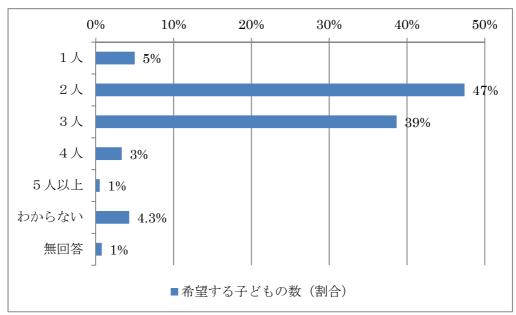
平成 27 年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、子育て家庭の多くが2人又は3人の子どもを持つことを希望しています。

全国でみると、欲しい子どもの数は、平成 27 年で 2.32 人となっていますが、 実際の夫婦の最終的な平均出生児数は 1.94 人と希望を下回っており、実際に持つ 子どもの数は、減少傾向にあります。

全国で理想の子ども数別に、理想を実現できない理由をみると、3人以上を希望している場合は、「お金がかかり過ぎる」「家が狭い」といった経済的な理由を挙げる割合が高くなっています。

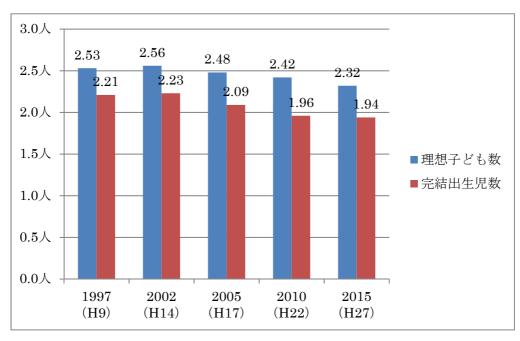
2人としている場合は、「高齢だから」「欲しいけれどできないから」など、年齢 や身体的理由が挙げられています。

希望する子どもの数(山梨県)



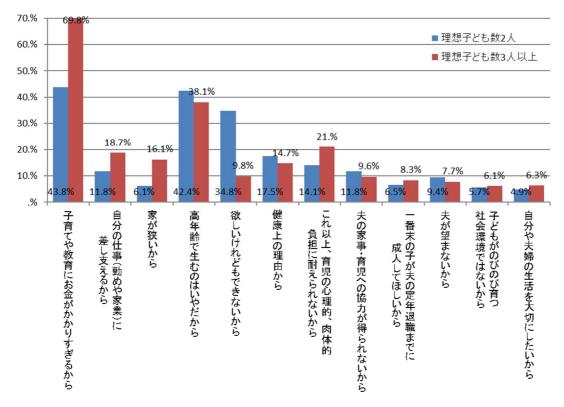
資料: 山梨県「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」 (平成27年12月)

理想の子ども数と完結出生児数(全国)



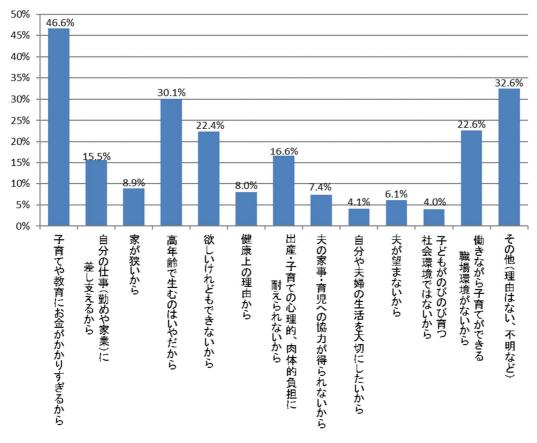
資料:国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」 完結出生児数:結婚から15~19年の夫婦の平均出生子ども数。 夫婦の最終的な平均子ども数とみなされる。

理想の子ども数が2人以上である夫婦が理想を実現できない理由(全国)



資料:国立社会保障•人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

希望する子どもの数がもてない(もたない)理由(山梨県)



「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」(平成27年12月)

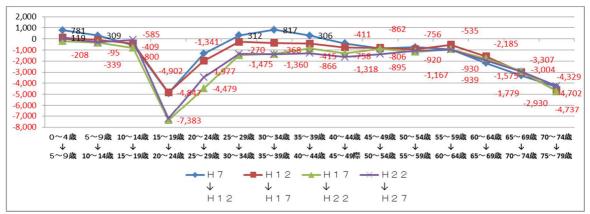
③ 子どもを産む世代の減少

合計特殊出生率が人口維持に必要な水準 (※6) といわれる 2.08 前後を下回るようになった昭和 50 年以降に生まれた世代が、今は子どもを産む世代となっています。親となる世代そのものが減少傾向にあります。

また、本県の場合、15~19 歳の年齢階層の人口は、5年後の 20~24 歳の年齢階層では、大きな人口減となっています。この年齢階層の人口減は、大半が社会減であることから、若者が県外に転出していることがわかります。県外への転出は、主に進学や就職によるものと思われ、子どもを産む世代の減少に影響しています。

(※6) 人口維持に必要な水準:人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口維持に必要な水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するので一概にはいえないが、日本における直近の値は 2.07(平成 24 年)である。

5年後における年齢階層別の人口移動



資料:総務省「平成27年国勢調査」

(4)子育て家庭を取り巻く状況

① 母親の就労状況

平成27年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、就労している父親は97.1%で、ほとんどが就労しています。

一方、就労している母親は 66.1%で、内訳は派遣・パートタイム等 31.8%、 正社員 26.4%、自営業 5.9%、その他 2%となっており、父親と比べ就労形態が 多様化しています。

保護者の就労状況

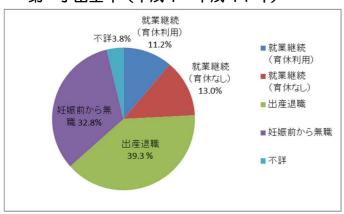
	自営業(家族従事者含む)		正社員		パート・派遣等	その他仕事	無職(不明含む)		
	商エサービス業	農林漁業	会社員	公務員·公社職員	非正規雇用者	内職等	主婦(夫)	学生、失業中等	
父親	4.1%	8.3%	67.8%	13.7%	2.2%	0.9%	0.3%	2.7%	
母親	2.4%	3.5%	18.3%	8.1%	31.8%	2.0%	29.0%	4.9%	

資料: 山梨県「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」 (平成27年12月) 出産前に就業していて、出産後も就業継続した妻の割合は、平成 7~11 年の 24.2%から平成 22~27 年の 26.8%へと上昇しています。育児休業利用者の 割合は、平成 7~11 年の 11.2%から平成 22~27 年の 17.1%へと上昇して おり、育児休業制度が仕事と子育ての両立や就業継続に貢献していることがわか ります。

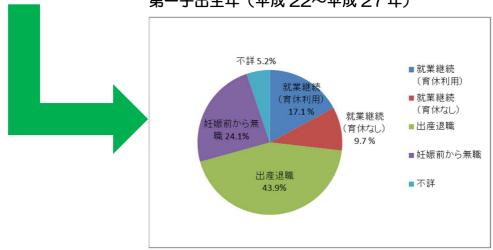
一方、出産を機に退職した妻の割合は、平成 7~11 年の 39.3%から平成 22 ~27 年の 43.9%へと上昇しており、仕事と子育ての両立が難しいため、やむを得ず辞めた場合も少なくありません。

出産前後に離職した母親の割合 〜第一子出生年別 出産前後の母親の就業状況(全国)〜

第一子出生年(平成7~平成11年)



第一子出生年(平成 22~平成 27 年)



資料:国立社会保障•人口問題研究所「第15回出生動向基本調查」

② 家庭での家事・育児分担の状況

県の「平成27年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、6歳未満の子どもを持つ世帯の夫の家事・育児への参加状況はH22年度に比べ従事する時間は増えているものの低調となっています。

6歳未満の子どもを持つ世帯の家事・育児の平均時間

	家事·育児関連	時間(H27年度)	家事·育児関連時間(H22年度)			
	平日	休日	平日	休日		
妻	5時間19分	6時間9分	4時間52分	5時間52分		
夫	1時間11分	2時間34分	53分	1時間52分		

資料:山梨県「平成27年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

(5) 子どもの貧困の状況

厚生労働省が実施している国民生活基礎調査によると、全国の平成27年の子どもの相対的貧困率は13.9%と、約7人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしていることがわかります。【図表1】

また、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は12.9%ですが、このうち、大人が 1人の世帯(ほぼ「ひとり親世帯」と同義)で相対的貧困率を算出すると50.8%に なり、約2人に1人が相対的貧困状態であります。【図表2】

一方、平成29年度に行った「やまなし子どもの生活アンケート」(以下、「実態調査」という。)によると、本県の子どもの相対的貧困率は10.6%と、約10人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしていることが分かっています。【図表3】

子どもの貧困は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さや学校、地域からの孤立、相談できない、相談できる人がいない(関係性の貧困)、学習を含めた様々な体験の機会の喪失(時間の貧困)の状態が続くことで、自己肯定感や学習意欲の低下、生きる気力を失うこと(心の貧困)、につながります。【図表4】

(%) 17.0 16.0 16.1 15.7 15.6 16.0 153 14.9 14.6 7 16.3 15.0 13.5 ^{13.7} 14.0 - 相対的貧困率 14.2 13.9 13.0 13.7 12.0 2.9 12.8 子どもの相対的 12.0 貧困率 12.1 11.0 10.9 10.0 -S60 S63 H3 H6 H9 H12 H15 H18 H21 H24 H27

【図表1】子どもの相対的貧困率(全国)

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

【図表2】相対的貧困率の年次推移(全国)

(単位:%)

											, ,	- - , 0 /
		S60	S63	Н3	Н6	Н9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
相対的貧困率		12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの相対的貧困率		10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯		10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
	大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
	大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.3	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値		216万円	227万円	270万円	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円	244万円
貧困線		108万円	114万円	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率

国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得(中央値)の半分の額(貧困線)に満たない人の割合を言う。

※子どもの相対的貧困率

所得が中央値の半分(貧困線)に満たない世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を指す。

※子どもがいる現役世帯

18歳未満の子どもがいる世帯で、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯を言う。

2 前計画からの国の動向

〇 平成28年6月3日、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の対策の 更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児 童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を目的とした、「児童福祉法の一部を改 正する法律」が公布されました。

また、同日、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の 拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目的とし た、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福 祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

- 平成29年8月、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において、平成28年改正児童福祉法の理念を実現するため、制度等改革を進める工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」が公表されました。
- 〇 平成 29 年 12 月には幼児教育や高等教育の無償化を含む「新しい経済政策パッケージ」が策定され、その内容が平成 30 年 6 月に策定された「人づくり革命基本構想」や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」にも盛り込まれました。同年 12 月「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」においてそれぞれの制度設計が示され、令和元年度通常国会(第 198 回)において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」、「大学等における修学の支援に関する法律」が可決成立し、10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。
- 令和元年 6 月、児童虐待防止対策の強化を目的に、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化などを図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立・公布されました。

3 やまなし子ども・子育て支援プランの評価

(1) やまなし子ども・子育て支援プランの進捗状況

- 〇 平成27年3月に、やまなし子ども・子育て支援プランを策定し、平成27年度から令和元年度までの5か年で、20項目の数値目標を掲げ、次世代育成支援対策に取り組んできました。これまでの取り組みについての達成状況は次のとおりです。
- 計画期間における具体的な取り組みの達成状況 <本年度見込みが出次第記載>

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすさ日本一のやまなしの構築

子どもが健やかに成長する上では、保護者が子育てについて第一義的な責任を 有しています。

しかし、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化など、家庭や子どもを取り 巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育 てを十分に担うことが難しくなっています。

このため、行政はもとより、県民、保育・教育関係者、事業主などすべての県 民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取り組 みを進めることが必要です。

一人一人の子どもが、心身ともに健やかでたくましく育つには、豊かな自然や 文化、地域の温もりなど、本県の特性を活かすことが重要です。

また、保護者が子どもと向き合い、安心と誇りを持って子どもを産み育てることができることや、日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じることが必要です。

さらに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人の希望が叶えられることが必要です。

誰もがいきいきと安心に暮らせ、子育てするなら山梨県と感じられるよう、子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすさ日本一のやまなしの構築を目指すため、子育て協働社会を創出します。

2 基本的な視点

「すべての子どもの成長に関する視点」

すべての子どもが健やかに育ち、責任感や意欲を持って次代を担う自立した若 者に成長できるように取り組みを進めます。

「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない効果的な支援の視点」

結婚や出産の希望が叶い、安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応 した切れ目ない効果的な支援を進めます。

「子どもと子育てを社会全体で支援する視点」

子育でに対する不安や負担を感じる子育で家庭が多いことから、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて安心と誇りを持って子育できるように支援を進めます。

行政や県民、保育・教育関係者、事業主などが連携・協働しながら山梨に合った子育で支援活動を進め、子育で家庭を支える地域・環境づくりを進めます。

3 施策体系

基本理念

子どもの最善の利益が実現され、 子育てしやすさ日本一のやまなしの構築

基本的な視点

すべての 子どもの成長 に関する視点 結婚・妊娠・出産・育児 の切れ目ない効果的な 支援の視点

子どもと子育てを 社会全体で 支援する視点

施策

		אַ
	章	項目
1	結婚を希望する 若者への支援	①結婚に関する意識の醸成及び情報の提供②出会いの機会の提供③結婚に伴う新生活の支援
2	親と子の健康の 確保及び増進	①母と子の健康づくり ②周産期医療・小児医療等の充実 ③思春期における健康づくり ④食育の推進
3	仕事と子育てを 両立するための支援	①仕事と子育ての両立の推進 ②男性の子育ての促進 ③企業に対する支援
4	幼児期の 教育・保育の充実	①教育・保育サービスの充実 ②教育・保育の質の向上 ③保育人材の確保・定着の推進
5	地域における 子育ての支援	①地域における子育で支援サービスの充実 ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実 ③子育でに係る負担の軽減
6	子どもたちを取り巻く 教育環境の充実	①次代の親となる若者の育成と自立促進 ②自然体験活動の推進 ③確かな学力の育成 ④豊かな心の育成 ⑤学校・家庭・地域の教育力の充実 ⑥スポーツ・健康教育の充実 ⑦青少年を取り巻く環境の整備
7	社会的養育等の 推進体制の充実	①児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援 ②社会的養育体制の充実 ③ひとり親家庭への支援 ④障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実 ⑤子どもの貧困対策の推進
8	子育てを安全安心に できる環境づくり	①安全・安心なまちづくり推進体制の整備 ②交通安全の推進 ③災害時における子ども・子育て支援

4 子どもの成長段階に応じた子ども・子育て支援策

分野	妊娠期	乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期
		保育所		放課後		
		認定こども園		児童クラブ		
物态 。原态			幼稚園	放課後 子供教室		
教育・保育 健全育成		延長保育 一時預	かり			
		病児·病後児保育				
				学力・体力の向上 関する事業	:、心身の育成に	
	利用者支援事業				7	
	地域子育て支援拠	点事業				
		ファミリー・サポー	ト・センター			
地域の 子育て支援		ショートステイ、ト				
		民間団体による子				
		于ともの父趙女子	≥、防犯に関する事業			
	不妊不育相談·治療	乳児全戸訪問	養育支援訪問			
	妊婦検診	乳児健診·母子保	健事業			
健康づくり	周産期医療 小児医療					
	産前産後 ケアセンター				思春期保健事業	
		食育				
		児童手当				
		乳幼児医療費助	#		奨学金	
経済的支援		第2子以降保育料			—————————————————————————————————————	
		無料化(3歳未満				
	子育て応援カード					
	######################################	# *				
働き方支援	産前産後 育児休業					(I) A () = IM A
結婚支援		子育てしやすい鵈	場環境づくりに関す	る事業		出会いの機会 の提供
		児童虐待·社会的	養育に関する事業			
社会的養育		ひとり親家庭に関	する事業			
等の推進		障害児(者)に関	する事業			
		子どもの貧困に関	関する事業			

第4章 具体的な施策

1 結婚を希望する若者への支援

【施策の基本的考え方】

未婚化・晩婚化の進行は、少子化を進行させる要因でもあり、将来の地域社会に大きな影響を与えることが懸念されることから、結婚を希望する独身男女に対し、様々な出会いの機会を提供する取り組み等を進めます。

(1) 結婚に関する意識の醸成及び情報の提供

【施策の方向】

- 結婚を希望する独身男女や結婚を応援 する支援者に対し、結婚に役立つ情報の 提供やアドバイス等を行い、婚活を後押 しする取り組みを推進します。
 - ※ 婚活

結婚を目的とし、自分を磨いたり結婚相手を探すために意識的に活動すること(「"婚活"時代」山田昌弘、白河桃子共著)

【具体的な取り組み】

○ 婚活やまなしホームページや婚活フェアの開催により、異性とのコミュニケーションの取り方や服装、マナー、心構え等、婚活に役立つ情報提供やアドバイスを行うセミナーを開催します。

<子育て政策課>

○ 結婚から子育てまで切れ目のない支援に向けた連携や社会全体で若者の結婚を応援する機運の醸成を図ります。

<子育て政策課>

(2) 出会いの機会の提供

【施策の方向】

○ 結婚を希望する独身男女に対し、様々 な出会いの機会を提供し、カップル誕生 から成婚率の向上を目指します。

【具体的な取り組み】

○ 出会いの機会となる婚活イベントを提供する「やまなし縁結びサポーター」を募集・登録し、サポーターが実施する婚活イベント情報を婚活専用サイト、メールマガジンで発信します。

<子育て政策課>

○ 結婚を希望する独身男女が会員登録 し、登録データ検索により、希望に合っ た会員同士のお見合いを実現します。

(3) 結婚に伴う新生活の支援

(3)結婚に伴う新生活の支援	
【施策の方向】	【具体的な取り組み】
〇 経済的理由で結婚に踏み出せない方	〇 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借
を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に	費用、引越費用等に対し助成する市町村
支援します。	を支援します。
	<子育て政策課>

2 親と子の健康の確保及び増進

【施策の基本的考え方】

生涯を通じた健康の基礎部分を担う母子保健サービスは、子どもを健やかに育てるための基盤となるものであり、親と子が健やかに過ごせるための切れ目のない母子支援が必要です。

このため、妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠、出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりを推進します。

また、不妊に悩む夫婦への支援や、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の 推進を図ります。

(1)母と子の健康づくり

【施策の方向】

○ 産前産後は女性ホルモンのバランスが崩れ不調を感じやすい上に、育児不安等が重なり心身ともに健康を害しやすい時期であります。このため、妊娠初期からの健康管理、妊娠、出産、育児を通した相談支援体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するための総合的・専門的な支援体制を推進します。

【具体的な取り組み】

○ 市町村における総合的な相談や支援を 行うワンストップ拠点(子育て世代包括 支援センター)の機能整備と運営強化に 向けて市町村の取り組みを支援します。

<子育て政策課>

○ 乳幼児の異常の早期発見や子育て支援 のため、妊婦も含めた母と子を対象とし た健康相談などの育児等健康支援活動を 促進するとともに、市町村が行う訪問体 制の整備など母子保健の充実に向けた取 り組みを促進します。

<子育て政策課>

○ 出産前と出産後の母親が持つ不安を軽減し、産後間もない母親の支援を行う産前産後ケアセンターを支援します。

また乳幼児健診や訪問の質の向上に向け、従事者研修を実施するなど切れ目の ない母子保健サービスの質の向上を図ります。

○ 妊娠期の母親の口の健康は、子どもの 発育などに影響を与え、子どもの生涯を 通じた健康づくりの基盤となることか ら、妊娠期と子どもの乳幼児期の歯科保 健教育の推進を図ります。

<健康増進課>

- 発達の遅れや疾病等を持ちながらも 不安なく過ごせるための療育支援を推 進します。
- 乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を 図りながら、医師や保健師などによる専 門的な支援を行います。

<健康増進課>

<子育て政策課>

- 不妊検査や治療への不安、医療機関の情報の不足など、不妊に悩む夫婦への相談対応や適切な情報提供を推進します。また、不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ります。
- 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じることでの不安等の解消に努めるとともに、体外受精などの特定不妊治療や不妊検査に要する経済的負担を軽減します。

<子育て政策課>

(2) 周産期医療・小児医療等の充実

送体制を確保します。

<医務課>

<子育て政策課>

- 核家族化の進行や共働き家庭の増加 に伴う休日や夜間における小児救急患 者の増加に対応するため、小児救急医療 体制の確保を進めます。
- 休日や夜間における小児初期救急医 療センター及び小児病院群輪番制病院 の運営を支援します。

○ 家庭での子どもの病気やけがに対す る保護者の不安に対して、医療に関する 情報提供に取り組みます。

〈医務課〉

○ 子どもの急病時の対応等について、情 報提供に努めるとともに、小児科専門看 護師による休日や夜間の電話相談を行 います。

く医務課>

(3) 思春期における健康づくり

【施策の方向】

【具体的な取り組み】

- 10 代の人工妊娠中絶や性感染症の増 大等の問題に対応するため、性や性感染 症に関する正しい知識の普及を図りま す。
- エイズなどの性感染症を予防するた め、エイズ・性感染症に関する出張講座 の開催などにより、児童生徒への性に関 する正しい知識の普及を行います。

<健康増進課>

- 喫煙、飲酒、薬物乱用は、健康上の問 題だけではなく犯罪にもつながるため、 子どもたちの望ましい行動につながる 実践力を育てます。
- 〇 子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止 するため、地域関係者と連携して、防煙 教育や飲酒・薬物の心身の発達への影響 についての出張講座などにより、正しい 知識理解と望ましい行動につながる実 践力の育成に努めます。

<健康増進課>

<教・スポーツ健康課>

- 精神発達の途上にある青少年を取り一〇 精神発達の途上にある青少年の精神

巻く社会環境の変化、思春期における精神不安に対する社会環境に適応できない者への心の健康づくりを進めます。

的健康の保持・増進や適応障害の予防と 早期発見のため、思春期に関する相談窓 □を設置・運営します。

<障害福祉課>

○ 学校等の集団生活において不適応を 起こしている児童について、メンタルフ レンドの派遣や、ひきこもり児童への通 所指導を行い、症状や社会性の改善を図 ります。

<子ども福祉課>

○ 児童思春期精神科医療の充実を図る とともに、医療・保健・福祉など関係者 の資質向上を図り、連携して心に問題を 抱えた児童に適切な医療の提供や相談 支援を行います。

<子ども福祉課>

(4) 食育の推進

【施策の方向】

○ 生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るため、家庭、学校、保育所、地域など社会の様々な分野の関係者が連携を図り、子どもに対する食育を推進します。

【具体的な取り組み】

○ 子どもの食生活改善と「食」を通じた 心の健全育成を図るため、家族の団らん の大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組み を推進します。

<健康増進課>

○ 保育所、幼稚園、児童館等に出向いて、 子どもに対する食育教室・講座等を行う 「やまなし食育推進ボランティア」の活 動促進を図ります。

<消費生活安全課>

○ 幼児・児童・生徒の発達段階や実態に 即し、給食や様々な体験活動等を通して 子どもたちの望ましい食習慣の育成と、 バランスのとれた食生活の形成に努めま す。

<子育て政策課>

<教・スポーツ健康課>

3 仕事と子育てを両立するための支援

【施策の基本的考え方】

仕事と子育てが両立できる職場環境を実現するため、育児休業など両立支援制度の普及、定着を図り、女性が働き続けることができる環境づくりを推進します。

また、男性の子育てを促すとともに、男女が働きやすい職場環境を整えるための取り 組みを促進します。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

【施策の方向】

- 就業希望がありながら出産を機に仕事を辞めるなど、就業と結婚・出産・子育ての二者択一の状況の解消を図るとともに、仕事と子育ての両立を推進するため、労働時間の短縮や育児休業取得の促進など育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりを進めます。
- 子育で中又は子育でが一段落し、就職 を希望する女性の支援を図ります。

○ 子育て中の不安を軽減し、仕事との両立をサポートするため、子どもを安心して預けることができる保育環境を整備します。

【具体的な取り組み】

○ 男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めるため、企業経営者の意識改革を図り、仕事と子育ての両立に向けた取り組みを推進します。

く労政雇用課>

○ 子育て中又は子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就職を希望する女性の職業訓練を推進します。

<産業人材育成課>

○ 子育て中の求職者等に対し子育て支援等の情報提供を行うとともに、職業選択や就職活動に関する助言を行うなどキャリアカウンセリングを実施します。

<労政雇用課>

○ 保育中に具合の悪くなった子どもを 保護者が迎えに来るまでの間、引き続き 保育できるよう、保育所等への看護職員 の配置に取り組む市町村を支援すると ともに、病児・病後児保育の県内全域に おける広域利用を推進します。

(2) 男性の子育ての促進

【施策の方向】

○ 男性の家事・育児の分担度合いが高い 家庭では、第2子以降の出産意欲が高 く、女性の継続就業割合も高くなってい るため、男性の家事・育児を促すなど、 仕事と子育ての両立を推進します。

【具体的な取り組み】

○ 男性の子育てを促進するために、男女 を対象とした子育ての講座開催や、男性 への子育てに関する情報や子どもとー 緒に過ごす機会を提供します。

〈県民生活・男女参画課〉

○ 家庭において、子育てに母親だけが関わる現状を変え、親双方が関わることの重要性を啓発するため、企業、認定こども園、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した取り組みを促進します。

<教•社会教育課>

〈県民生活・男女参画課〉

(3)企業に対する支援

【施策の方向】

○ 中小企業が多い本県では、労働時間の 短縮や育児休業取得の推進などの労働 条件の改善や子育て中の労働者が働き やすい職場環境づくりを推進します。

- 仕事と子育てを両立するため、企業の 実情に応じた事業所内保育施設の設置・ 運営を支援します。
- 女性の活躍推進や男性の育児参画を 積極的にサポートする県内企業を増や し、女性が働きやすい職場環境を整えま す。

【具体的な取り組み】

〇 中小企業における育児休業や短時間 勤務制度などの規定の整備と、子育てを 行う労働者が男女ともに働きやすい職 場環境を整えるための取り組みを促進 します。

〈県民生活・男女参画課〉

<労政雇用課>

○ 地域の保育所に預けることが困難な 医療従事者のための保育施設の設置・運 営を支援します。

< 医務課>

○ 女性が働きやすい職場環境を整備するため、女性の活躍や男性の育児参画に向けた講演会等を開催します。

〈県民生活・男女参画課〉

4 幼児期の教育・保育の充実

【施策の基本的考え方】

子どもの健やかな育成と親の就労等の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就 労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細かな保育サービスの充 実と、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、幼稚園や保育所等の従事者の専門性を向上させ、質の高い人材の安定的確保を図ります。

(1)教育・保育サービスの充実

【施策の方向】

- 子ども及び保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、良質かつ適切な教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保を図ります。
- 女性の就業希望は高く、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きに出たいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえ、保育ニーズに対応していくとともに、休日就労やパート勤務など保護者の就労形態等に配慮した多様な保育サービスの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

○ 子どもの年齢や保護者の就労状況に応じた多様な教育・保育ニーズに対する必要なサービスを提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等における取り組みを支援します。

<子育て政策課>

<教•義務教育課>

○ 保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、通常の利用日や利用時間以外の日や時間に行う延長保育を支援します。また、教育とともに保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を支援します。

<子育て政策課>

○ 子どもが熱を出した際などに、どうしても休めない仕事がある場合などの保育ニーズに応えるため、病院・保育所等で病児保育を支援します

また、病児・病後児保育施設の県内全 域での広域利用を推進します。

<子育て政策課>

○ 保護者のニーズに沿った多様な事業者 によるきめ細かい保育サービスの提供が 進むよう支援します。

く子育て政策課>

○ 通勤などの利便性から、他市町村の保 育所への入所希望に応える取り組みを推 進します。

<子育て政策課>

- 認可保育所の補完的な役割を果たし ている認可外保育施設について、適正な 運営の確保などに向けた取り組みを推 進します。
- 認可外保育施設の適正な運営を確保す るための支援、指導を行います。

<子育て政策課>

- 〇 保護者の就労状況の変化等によらず 柔軟に子どもを受け入れられるよう、地 域の実情に応じて、幼稚園と保育所のよ いところを活かした一体的な教育・保育 の提供や地域における子育て支援を実 施する認定こども園の設置を図ります。
- 〇 既存の幼稚園、保育所からの希望を考 慮して認定こども園への移行を図りま す。特に、認定こども園制度の理念や教 育・保育の質の向上の観点を踏まえ、幼 保連携型認定こども園への移行を図りま す。

<子育て政策課>

(2)教育・保育の質の向上

【施策の方向】

○ 教育・保育の質を高める観点から、認 定こども園、幼稚園、保育所における取 り組みの充実・強化を図ります。

【具体的な取り組み】

○ 公立・私立の別や施設の種類を超えて、 一体的な幼児教育推進体制の充実を図り ます。

〈教・義務教育課〉

○ 教育・保育の専門性の向上のため、保 育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象とし た研修会や、幼稚園、保育所のさらなる 質の向上のための相互交流を図る合同の 研修会を実施します。

<子育て政策課>

く義務教育課>

- 〇 生涯にわたる人間形成の基礎を培う 極めて重要な時期である幼児期の健や かな成長を保障するため、教育・保育の 一層の充実を図ります。
- 就学前の幼児を対象とする教育の質の 向上と幼稚園教育の条件整備のための総 合的な取り組みを推進します。

〈教•義務教育課〉

○ 幼稚園や保育所では、集団生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校教員との情報交換など小学校との連携を強化し、幼児教育の一層の充実に努めます。

<子育て政策課>

く教・義務教育課>

○ 民間保育士等の専門性の向上を図り、処遇改善を推進するため、キャリアアップ研修を実施します。

<子育て政策課>

- 教育・保育サービスの質の向上を図る ために、内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の 視点から客観的に評価する第三者評価の受審を推進します。
- 認定こども園、幼稚園、保育所の自己 評価を推進するとともに、認定こども園、 幼稚園、保育所に対する監査指導を適正 に執行し、教育・保育の質の向上を図り ます。また、保育所における第三者評価 事業への取り組みを推進します。

<福祉保健総務課>

(3) 保育人材の確保・定着の推進

【施策の方向】

○ 待機児童ゼロの継続に向けて、必要と なる保育士を確保するための人材育成、 就業継続支援、再就職支援、働く職場の 環境改善等の施策を推進します。

【具体的な取り組み】

○ 民間保育士等の処遇改善を推進する ため、専門性の向上を図るキャリアアッ プ研修を実施します。

く子育て政策課>

○ 官民が連携し保育士が働きやすい職場づくりや学生等を対象とした就業促進の取り組みを推進します。

<子育て政策課>

○ 潜在保育士の復職等を推進するため、
再就職準備金等貸付事業に対し支援します。

5 地域における子育ての支援

【施策の基本的考え方】

すべての子どもの健やかな成長を保障し、子育て中の保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、身近な地域において多様な主体が参画し、それぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

核家族化の進行などにより、子育てに孤立感や負担感を感じる保護者が多いことを踏まえ、家庭における子育てを支援するため、子育て中の保護者の不安感や孤立化の解消、 経済的負担の軽減を図ります。

また、地域における幅広い年齢の子どもとの交流や体験活動を通した児童の健全育成のための環境整備に取り組みます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向】 【具体的な取り組み】

- 子育てを社会全体で取り組む気運を 醸成し、子どもの健やかな成長が最大限 に実現される社会の構築を目指します。
- 11月19日の「やまなし子育ての日」 に合わせ、子育てに対する理解と関心を 深め、社会全体で子育て支援を行う気運 の醸成を図るための普及啓発活動を行い ます。

<子育て政策課>

- 家庭での○~3歳児の子育てにおける不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、 子育て中の親同士の交流を図るとともに、相談援助等を推進します。
- 子育て中の親と子の交流の場の提供、 子育てに関する相談・援助、地域の子育 て関連情報の提供などを行うとともに、 職員研修等を行い、地域の実情に応じた きめ細かな子育て支援サービスの提供を 図ります。

<子育て政策課>

- 子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する 者の相互援助活動を推進します。
- 児童の預かり等の援助を希望する、地域で乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者と援助を行うことを希望する者同士の意向を調整して相互援助活動を支援します。

- 保護者が安心して子育てできる環境 づくりのため、保護者の突発的な保育ニ ーズに対して支援します。
- 家庭において保育を受けることが一時 的に困難となった乳幼児について、保育 所等での一時的な預かりに対して支援し ます。

<子育て政策課>

○ 保護者の疾病等で家庭において養育を 受けることが一時的に困難となった児童 について、施設等での必要な保護に対し て支援します。

<子育て政策課>

○ 保護者が安心して子育てできるよう、 愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取り組みを進めるとと もに、地域における子育て支援団体や子育てサークルを含めたネットワークづくりを図り、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。

○ 地域における妊婦や乳幼児のいる家庭 への声かけ活動などを通して、親の子育 ての不安や孤立化を解消する愛育会活動 を支援します。

<子育て政策課>

○ 地域における多様な子育て支援活動を 促進するため、子育て支援を主な活動と する団体やNPO法人との連携を図ると ともに、子育て支援団体や子育てサーク ルなども含めたネットワークづくりを推 進します。

<子育て政策課>

- 地域における子育て支援サービスの質 の向上を図るため、研修会を実施します。 〈子育て政策課〉
- 地域の教育・保育の核である認定こど も園、幼稚園、保育所を中心に、家庭と地 域が連携した子育で支援に取り組みます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所は、施設の開放や子育で相談の開催など、施設の持つ機能を活用し、地域を基盤とした子育で支援活動を推進します。

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実

		_		-	•
【施	₩	ΛI	\mathbf{T}		1
LITH	T	U J	' / 1	ıuı	

場所づくりを進めます。

○ 仕事と子育ての両立を図るため、児童 が安全で健やかに過ごせる放課後の居

【具体的な取り組み】

○ 保護者が仕事などのため昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの設置や環境整備などを支援します。

<子育て政策課>

○ 放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して地域の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う放課後子供教室の設置を推進します。

<教•社会教育課>

○ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、一体化を促進するとともに、両事業の職員に対して資質の向上を図るための研修を実施し、児童の放課後の居場所の充実を図ります。

 放課後児童クラブと放課後子供教室の 連携、一体化を促進します。

また、市町村において、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して実施できるようそれぞれの職員を対象とした合同研修会を開催するなど、放課後子どもプラン推進委員会を中心に子育て支援局、教育委員会が連携して市町村を支援します。

<教・社会教育課>

<子育て政策課>

O 放課後児童クラブ、放課後子ども教室 の職員に対し、資質向上を図るための研 修会を実施します。

く子育て政策課>

〈教・社会教育課〉

(3) 子育てに係る負担の軽減

【施策の方向】

○ 家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ保護者が増加しています。家庭で子育てをする親などの不安感の解消のため、相談等機能の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

○ 子育て相談総合窓口や子育て電話相談 により育児不安や悩み、疑問に関する相 談や、カウンセリングを行います。

<教・社会教育課>

く子育て政策課>

<警•少年•女性安全対策課>

○ 家庭教育・子育てにおける喫緊の課題 に対応し、地域での子育てや家庭教育の 支援活動を積極的に推進できる支援者の 育成を図ります。

<教•社会教育課>

○ 子ども又はその保護者の身近な場所で、認定こども園、幼稚園、保育所や子育て支援の事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を支援します。

<子育て政策課>

○ 子育て中の親の不安感の解消を図る ため、育児に関する支援制度や関係機 関、子育てサークルやイベント情報など 子育て情報の提供と質の充実を図りま す。 ○ インターネットを活用した子育でに関する多様な情報の提供、メールマガジンの配信や冊子の配布などによる情報提供を推進します。

<子育て政策課>

<教・社会教育課>

○ 核家族化の進行により相談相手もなく、自ら子育でサービスを受けられないまま、子育での不安や悩みを抱えて孤立化する保護者もいます。不安感や孤立化の防止のため、子育で情報の提供、相談援助や家庭を訪問して保護者の気持ちに寄り添いながら、子育での喜びを感じ

○ 育児不安や悩みを抱える高ストレス家庭に地域のボランティアが訪問し、保護者の気持ちに寄り添い傾聴することで、 子育て中の親の不安感や孤立化の防止を図ります。

<子育て政策課>

られるように取り組みます。

○ 子育てに係る経済的負担は出産をためらう要因ともなっており、経済的不安感を解消するため、子育て家庭に対する経済的な負担を軽減する取り組みを行います。

○ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第1子の年齢に関わらず、第2子以降の満3歳に達する日以後最初の3月31日までの保育料を無料化する市町村を支援します。

<子育て政策課>

○ 次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する児童手当の円滑 な支給を推進します。

<子ども福祉課>

○ 乳幼児のいる家庭をはじめ、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭及び重度の障害のある人がいる家庭における医療費を支援します。

<子育て政策課>

<子ども福祉課>

<障害福祉課>

○ 難病のある小児、結核児童、身体に障害のある児童、未熟児に対する経済的負担を軽減します。

<健康増進課>

<子育て政策課>

○ 妊娠中又は18歳未満の子どもがいる 家庭に対して、協賛企業の協力を得て商 品の割引などのサービスの提供を行いま す。

<子育て政策課>

〇 保護者の世帯所得の状況等を勘案し て、幼稚園や保育所等に対して保護者が 支払うべき日用品、文房具等の費用又は 行事への参加費用等を支援します。 <子育て政策課> ○ 勉学意欲があっても経済的な理由によ り修学が困難な高校生等に対する奨学金 や教育支援資金の貸付、授業料の減免な どの支援をします。 <私学・科学振興課、高校教育課> <教・高校教育課> <福祉保健総務課>

6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

【施策の基本的考え方】

次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、子どもの豊かな学びを支えるため、家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭、地域、学校の連携による教育を推進します。

また、キャリア教育の一層の充実を図り、若者の社会人・職業人としての自立を促進 します。

さらに、本県の豊かな自然等を生かし、体験活動等の推進を図ります。

(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

【施策の方向】

〇 学校の授業等で専門的な知識や技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒が生きる力を育んでいくために必要な意欲や関心を高める活動に取り組みます。

【具体的な取り組み】

○ 学校教育において、地域や学校の実態、 児童生徒の特性等を考慮しながら、体験 的な学習の充実を図り、地域人材を活用 することで学校教育の活性化を推進しま す。

<教•義務教育課>

- 職業人として働くことに対する意識・ 意欲の向上を図るため、早い時期から子 どもたちを対象としたキャリア教育の推 進などを図ります。
 - <教・高校教育課>
 - <教•義務教育課>
- 子どもたちに高齢者や障害者などに 対する理解を深めさせ、共に生きる力を 学び育てる教育を推進します。
- 人間関係の希薄化や生活体験の不足 などから、豊かな人間性や社会性を身に 付ける機会が少なくなっており、「生き る力」の核となる豊かな人間性や社会性 を育む教育の充実を図ります。
- 福祉、介護、看護、リハビリテーション等の体験活動を通じて、医療・福祉に対する理解やボランティアについて学ぶ取り組みを推進します。

<健康長寿推進>

<医務課>

○ 豊かな人間性や社会性を身に付けるため、地域の行事への積極的な参加、幅広い年齢や異なる世代、他の地域の人々との交流など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。

〈教 · 高校教育課〉

<教・社会教育課>

- 核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化、都市化、情報化により減少している子ども同士のふれあい、生活体験に対して、児童の健全育成を図るため、子ども同士のふれあいや自然とのふれあいの機会づくりを促進します。
- 地域における幅広い年齢の子どもとの 交流、都市部の子どもとの交流、農業体 験などの活動を通して、子どもたちの相 互交流を深める機会を提供します。

<教•社会教育課>

(2) 自然体験活動の推進

【施策の方向】 【具体的な取り組み】 ○ 自然体験、森林体験、農業体験などの ○ 本県の豊かな自然環境を生かし、心身 ともにバランスの取れた豊かな人間性 機会を提供する施策を推進します。 や社会性を育む自然体験活動の推進を また、自然を活かした子育ての取り組 みを県内外に PR します。 図ります。 くみどり自然課> <耕地課> < 地域創生・人□対策課> ○ 豊かな自然環境を生かしながら、子ど もに自然とふれあう機会を十分に提供 し、足腰の強い子どもを育成します。 <子育て政策課>

(3)確かな学力の育成

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
○ 少人数教育を推進し、一人ひとりの子	〇 一層きめ細かで質の高い教育を実現す
どもの可能性を最大限発揮できる教育	るため、学校関係者等による検討を経て、
環境を実現します。	計画的・段階的に 25 人を基本とする少
	人数教育の推進を図ります。
	<教・総務課> <教・義務教育課>
〇 ICT の活用により、全ての生徒が校 種・地域・学校規模に関わらない質の高	O Society5.0 の時代を生きる力を育む ため、山梨 ICT 教育ビジョンを策定す
い教育を受ける環境を整備します。	るとともにビジョンを踏まえた教員の

研修や環境の整備を行います。

<高校教育課>

○ 子どもたちが自ら調べ、判断し、表現 する力を身につけることで、学習意欲の 向上や学習習慣の確立を図ります。

○ 基礎的・基本的な知識・技能を習得し、 これらを活用して、課題を解決するため に必要な思考力・判断力・表現力等を持った子どもたちを育成するため、創意工 夫を生かした指導とその評価を充実します。

〈教・義務教育課〉

く教・高校教育課>

○ 身近にある科学に気付かせることにより、学ぶ意欲や関心を高めるとともに、 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定 着と、論理的な思考力や科学的に探究する力を育成します。

く教・高校教育課>

○ 学校で身につけた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、 小・中・高等学校の各段階に応じた教育の一層の充実を図ります。

○ 子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導や指導を行うための教員を配置し、きめ細かな指導の充実に努めます。

<教・総務課>

○ 子どもたちの思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実を推進します。

○ 子どもたちが本に親しみ、読書の楽し みを知るための読書環境整備や推進体制 の強化を図ります。

く教・社会教育課>

〇 様々なテキストから情報を正確に読みとり、場面や状況に応じて適切に記述することができる言語能力の育成を図ります。

〈教・義務教育課〉

(4)豊かな心の育成

【施策の方向】

O 依然として深刻である、いじめ・不登校や問題行動などに対して、思いやりやねばり強く挑戦する意志など、子どもたちの豊かな心や感性を育む取り組みを推進します。

○ 児童生徒が芸術に対する感性を磨き、 郷土の歴史や文化に対する理解を深め られるよう、文化芸術に親しむ機会の充 実を図ります。

○ 命を大切にする心の教育や次代の親を育む観点から、子どもを生み育てることの喜びや意義について、子どものときから理解を深めるための取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

○ いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援として、スクールカウンセラー等の配置など、家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。

<教・総務課>

く教・義務教育課>

〈教 · 高校教育課〉

○ 県高等学校芸術文化祭への高校生の参加を促し、文化活動の活性化を図ります。

<教・高校教育課>

○ 美術館、文学館、博物館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用を推進します。

<教・学術文化財課>

○ 子どもたちの文化芸術への関心を高めるため、学校等において、子どもたちがみんなで芸術鑑賞や体験活動ができる機会を提供します。

<生涯学習文化課>

○ 将来の親となる世代が子育てや家庭の 大切さについての理解を深めるため、赤 ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを 推進します。

<子育て政策課>

(5) 学校・家庭・地域による教育の推進

	_		
/ RM 🕮	σ	F	
【腀策	(/)	, ,	ו וםו

○ 子育てについて学ぶ機会の提供や、地域での子育てを支援する人材育成を進め、家庭や地域の教育力の向上を図ります

【具体的な取り組み】

○ 家庭教育推進番組や各種メディアを 利用して家庭教育や相談体制に関わる 情報提供を行います。

〈教·社会教育課〉

○ 親としての学びと育ちを支援し、父親 の家庭教育、地域活動への積極的な参画 を支援するための取り組みを促進しま す。

〈教·社会教育課〉

○ 地域における子育て支援者のネット ワークを構築し家庭教育支援体制の拡 充を図ります。

<教•社会教育課>

○ 地域の住民が持っている経験や技能を生かし、学校教育の様々な場面でボランティアとして関わることを通して、地域のもつ教育力を活性化させます。

<教•社会教育課>

○ 学校・家庭・地域が、よりよい学校教育を通じて、よりよい地域を作るという目標を共有し、各主体が連携・協働する体制づくりを推進します。

○ 学校運営協議会制度を活用し、地域と 学校の連携・協働の下、地域全体で子供 たちの成長を支え地域を創生する地域 学校共同活動を推進します。

<教•社会教育課>

(6) スポーツ・健康教育の充実

【施策の方向】

- 心身ともに健康で活力ある生活を営むため、体力の向上や運動の基礎的能力の育成を図りながら、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てます。
- 生活習慣の乱れや思春期特有なスト レスに起因した心身の健康問題が深刻 化している中で、健康の増進に向けた取 り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

○ 学校の授業を充実させるとともに運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなど、体育、スポーツ活動の推進を図ります。

<教・スポーツ健康課>

○ 子どもたちが、発達に応じた運動、食事、睡眠といった生活習慣を身につけられるよう、健康診断と日常の健康観察や健康相談などを重視した、学校保健の充実を図ります。

<教・スポーツ健康課>

(7) 青少年を取り巻く環境の整備

【施策の方向】

○ 家庭、学校、地域及び関係機関とのネットワークを充実させ、子どもの非行防止を推進するとともに、子どもたちを有害情報、薬物等から守るため、家庭、学校及び地域における取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

○ 有害な社会環境を浄化するため、娯楽 施設やコンビニエンスストアなどの関 係業界による自発的な啓発活動を促進 するとともに、有害な図書類等を規制し ます。

<教・社会教育課>

- 青少年の薬物乱用の防止のため、正し い知識の普及と教育の充実に努めます。
 - <警•少年•女性安全対策課>
- 青少年に野外活動や国際交流などの 幅広い体験機会を提供するため、青少年 関係施設等における活動プログラムを 充実します。

<子育て政策課>

<教・社会教育課>

○ 子どもたちの健全な育成を図るため、 インターネット上の有害な情報の危険 から回避するための情報モラル教育を 推進します。 <警•少年•女性安全対策課> <教・義務教育課> <教・高校教育課> ○ 青少年の健全な社会生活への対応を 図るため、消費者教育を充実するととも に、若者向けの消費生活に関する各種講 座を開催し、自立した消費者の育成を図 ります。 <消費生活安全課>

7 社会的養育等の推進体制の充実

【施策の基本的考え方】

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会をつくりあげていくため、「やまなし社会的養育推進計画」に基づき、深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで継続的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みを推進します。

また、子どもの貧困対策については、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたって、前向きな気持ちで夢や希望を持ち、全ての県民がその夢や希望を叶えようと関わる山梨の実現のため、「やまなし子どもの貧困対策推進計画」に基づき、関係者が相互に連携協働を図りながら、県民総ぐるみで対策を推進します。

(1) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援

【施策の方向】

○ 育児不安などの悩みに対応するため、 妊娠時からの出産・子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助を行い、児童虐待の発生予防、早期発見等を推進します。

【具体的な取り組み】

○ 乳児のいる家庭を訪問して、育児に関する不安や悩みの相談を受け、地域の子育て支援に関する情報を伝え、家庭の養育環境を把握し助言を行う訪問型養育支援を推進します。

<子育て政策課>

○ 適切な養育を確保するため、養育支援 が必要な家庭には定期的に育児支援や家 事支援、養育に関する指導助言等を行い ます。

<子育て政策課>

- 児童虐待から子どもを守る支援体制を確立するため、民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者(機関)との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見等を図ります。
- 児童相談所、警察、市町村などの関係 機関の連携強化や、市町村における要保 護児童対策地域協議会の充実を図り、児 童虐待の発生予防や早期発見等、地域に おける支援の強化を促進します。

<子育て政策課>

<子ども福祉課>

<警 少年・女性安全対策課>

- 児童虐待に対して、地域の住民をはじめ関係者(機関)に広報啓発による正しい理解を深め、発生予防と対応力向上を図ります。
 - ます。 <子ども福祉課>
- 要保護児童の適切な保護のため、安定 した生活環境を整えるとともに、虐待等 により心の問題を抱えた児童の心身の 健やかな成長と自立を支援するため、児 童虐待防止対策の中心となる児童相談 所の体制の強化及び専門性の向上を図 ります。
- 児童相談所の法的・医学的対応に係る 専門性を高め、家族等へのより強力な支

O CM の放映や研修会などを通して、地

域の住民をはじめ関係者(機関)に児童

虐待の正しい理解を深めるとともに、予 防の視点を持ち、対応力の向上を推進し

○ 虐待等による、心の問題や発達上の課題を抱えた児童が、安心・安全を感じ、 人間関係の回復を図るため、心理療法等を実施します。

<子ども福祉課>

(2) 社会的養育体制の充実

【施策の方向】

○ 社会的養育の対象はすべての子どもであることを前提に、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭ニーズも考慮してすべての子どもと家庭を支援するための取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

○ 子どもと家庭の身近な自治体である市町村とともに、妊娠期から自立まで子ども家庭支援の全体構想の構築と「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めます。

また、被虐待児童など要保護児童やその家庭への支援が重要であることから、 要保護児童対策地域協議会連絡調整員や 児童福祉司等の資質向上のための研修を 行います。

<子ども福祉課>

○ 代替養育については、子どもの個々の 状況に応じて、里親など家庭と同様の養 育環境の中で支援を行う体制を推進し ます。

また、被虐待児童など特にきめ細かなケアを必要とする子どもに対しては、児童養護施設など良好な家庭的養育環境の中で支援を行う体制を推進します。

○ 家庭と同様の養育環境の構築を進める ため、里親制度の普及促進とともに、小 規模住居型児童養育事業(ファミリーホ ーム)の普及啓発や促進、円滑な運営の ための支援を行います。

く子ども福祉課>

○ 里親経験者による体験発表会や里親制度の説明会などにより、新たな里親の登録を推進します。

また、委託児童との不調や思春期の特 有の課題に対応するため、里親支援専門 相談員の派遣や里親の資質向上のための 研修の充実を図ります。

<子ども福祉課>

○ 家庭や里親等での養育が困難なケアニーズの高い子どもなどが、児童養護施設等において安心して生活できるよう、施設の小規模化及び地域分散化を促進し、良好な家庭的環境の構築に努めます。

<子ども福祉課>

○ 被虐待児童等の安定した人格形成や 精神的回復等のため、専門的な知識や技 術を有する者による専門的ケアの充実 及び人材の確保・育成を推進します。 の 児童養護施設等への家庭支援専門相談 員、里親支援専門相談員、心理療法担当 職員等の専門的な職員の配置の推進等専 門的ケアの体制の整備を支援します。

また、基幹的職員研修の実施等施設職 員の支援技術の向上の取り組みを行いま す。

く子ども福祉課>

○ 子どもの心の問題や発達障害に関する 相談支援、通所リハビリ機能等を持つ、 こころの発達総合支援センターの充実を 図ります。

<子ども福祉課>

○ 心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児に対する生活の支援や心理的治療等を行います。

<子ども福祉課>

○ こころの発達総合支援センターと中央 児童相談所を福祉プラザから移転し、機 能強化を図るとともに、新たに児童心理 治療施設と特別支援学校を併設した、子

どものこころサポートプラザを整備し、 各施設のスタッフが緊密に連携しなが ら、相談から治療まで、ニーズに応じた、 迅速で一貫した手厚い支援を提供しま す。

<子ども福祉課>

- 里親フォスタリング業務や、児童養護施設等による地域の里親等への支援、地域の子育て家庭への支援など家族支援や地域支援の充実を図ります。
- 里親フォスタリング業務による里親等 への相談支援を充実させるとともに、里 親支援による負担軽減や家庭で養育を受 けることが一時的に困難となった児童の 施設における保護などの子育て支援を行 います。

<子ども福祉課>

- 児童養護施設等で育った子どもが、施設の退所等までに社会において自立生活に必要な力が得られるよう、地域生活を送るために必要な支援の体制を整備し、自立支援の充実を図ります。
- 児童養護施設等に入所中の子どもの自立支援や、退所後の就労面や生活面の相談支援などのアフターケアのための体制の整備を支援します。

<子ども福祉課>

○ 児童養護施設等を退所した後の受け皿 として重要な自立援助ホームにおける支 援機能や支援技術の向上を図るととも に、設置を支援します。

<子ども福祉課>

○ 児童虐待が発生した家族において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、親子の関係改善や宿泊(通所)指導等に取り組みます。

<子ども福祉課>

- 〇 被措置児童等虐待に対する措置及び ケアの質の向上のための取り組みを行 い、子どもの権利擁護を推進します。
- 被措置児童等が、自らの権利や施設等での必要なルールについて理解できるようにするとともに、必要な支援が得られるように努めます。

被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインに沿って適切に対応できる体制を整備するほか、必要

に応じてガイドラインや体制を見直します。

<子ども福祉課>

(3)ひとり親家庭への支援

【施策の方向】

O ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭)における子どもの健全育成を実現するため、就業支援や生活全般にわたる支援により、生活の安定と自立を促進します。

【具体的な取り組み】

○ ひとり親家庭における親の経済的な自立を促進するため、母子・父子自立支援員の配置や、就業・自立支援センターにおける生活実態や職業適性、就業経験などに応じた職業紹介や就業情報の収集・提供に努めます。

<子ども福祉課>

○ 疾病などにより一時的な保育・介護の サービスが必要な場合や日常生活に支障 が生じた場合などに、家事援助や保育支 援を行う家庭生活支援員を派遣します。

<子ども福祉課>

○ ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。

<子ども福祉課>

<産業人材育成課>

(4) 障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実

【施策の方向】

- 障害のある子ども等に対する教育・保 育ニーズに対応するため必要なサービ スの提供を推進します。
 - ※ 障害のある子ども

身体障害や知的障害、発達障害を含めた 精神障害、治療方法が確立していない疾病 その他の特殊の疾病のある子ども。(児童 福祉法 第4条)

と暮らしていけるよう、地域生活への意 識の高まりなどに対応するサービス供 給体制を充実します。

【具体的な取り組み】

- 認定こども園、幼稚園、保育所、放課 後児童クラブへの障害のある子ども等 の受け入れを促進します。
 - <子育て政策課>
 - <子ども福祉課>
 - <障害福祉課>
- 障害のある子どもが、地域でいきいき 未就学の障害のある子どもに対し、集 団生活への適応訓練などを行う児童発 達支援や、小学校就学後の障害のある子 どもに対し、社会との交流の促進などを 行う放課後等デイサービスの充実を図 ります。

また、就学の有無に関わらず、通所を することが困難な重度の障害のある子 どもに対しては、居宅において同様の支 援が行われるよう、居宅訪問型児童発達 支援の充実を図ります。

<障害福祉課>

○ 医療的ケアが必要な障害児に対する 短期入所等のサービスの確保に努めま

また、心身の状況に応じた適切な支援 を受けられるよう、関係機関の連携を図 るための協議の場を設置します。

<障害福祉課>

- インクルージョンの理念が社会に広 がる中、障害のある子ども一人ひとりの ニーズを把握し、必要な支援を行い、自 立と社会参加に向けた教育のさらなる 充実を図ります。
- 孤立しがちな発達障害児の特性を理 解しながら、発達障害者サポーターを養 成するとともに、発達障害児を支援しま す。

<子ども福祉課>

○ 障害のある幼児児童生徒一人ひとり の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な 学びの場を充実するとともに、切れ目の ない指導や支援のための体制整備に努 めます。 <教・高校改革・特別支援教育課> 〇 障害のある幼児児童生徒の自立と社 会参加を促進するため、地域の学校や住 民等との交流及び共同学習を充実しま す。 <教・高校改革・特別支援教育課>

(5) 子どもの貧困対策の推進

【施策の方向】

○ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援、経済的支援の4つを施策の柱として、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。

【具体的な取り組み】

- すべての子どもたちがもれなく必要 な支援を受けられるように、学校を基 盤・窓口として、総合的に対策を推進す るとともに、教育の均等を保障するため 教育費負担の軽減を図ります。
 - く教・社会教育課>
 - く教・義務教育課>
 - <高校教育課>
 - <私学・科学振興課>
 - <福祉保健総務課>
 - <子育て政策課>
 - く子ども福祉課>
 - <教・高校改革・特別支援教育課>
 - <産業政策課>
- 保護者の相談事業の充実を図り、生活の安定や自立のための支援に取り組むとともに、妊娠期、乳幼児期からの切れ目ない支援を行います。

また、子どもの生活の支援として、居 場所づくり、就労支援も行います。

- <健康増進課>
- <福祉保健総務課>
- <子育て政策課>
- <子ども福祉課>
- く労政雇用課>
- <教・社会教育課>
- 保護者の就労により子どもたちの生活が成り立つよう、保護者が働きやすい環境作や就労するための資格取得・職業訓練など生活の安定と向上に必要な支援を行い、保護者の自立を促していきます。
 - <労政雇用課>
 - <子育て政策課>
 - <子ども福祉課>

<産業人材育成課>
<福祉保健総務課>
〇 生活保護や各種手当てなど、複数の支
援制度を組み合わせて、世帯の生活の基
盤を下支えしていく必要があり、子ども
たちが安定した日常生活を送っていけ
るよう支援します。
<子育て政策課>
<子ども福祉課>
<福祉保健総務課>
<教・社会教育課>

8 子育てを安全安心にできる環境づくり

【施策の基本的考え方】

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、子どもの交通安全のための教育を推進します。

また、災害が発生した場合、子どもの心のケアや就学・学習に対する支援を行います。

(1)安全・安心なまちづくり推進体制の整備

【施策の方向】

〇 地域における連帯感の希薄化が進むとともに、コミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能も低下してきていることから、子どもの犯罪被害を防止するため、地域における関係団体等の連携した取り組みを推進します。

○ 安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、予測可能な子どもの死亡を減らし、効果的な予防策を講じる取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

- 子どもが危険な目に遭ったときの緊急 避難場所である「子ども110番の家」 等の設置の促進や、地域ぐるみで子ども を犯罪から守るため、自治会・PTA・ 防犯ボランティアなどが連携した取り組 みを推進します。
 - 〈県民生活・男女参画課〉
 - く子育て政策課>
 - <警・少年・女性安全対策課>
 - <警・生活安全企画課>
 - <子育て政策課>
- 子どもの死亡事例検証制度(CDR)の 導入の可能性について検討を開始し、関 係機関との連携体制の構築を図ります。

<子育て政策課>

(2)交通安全の推進

ます。

【施策の方向】	【具	.体
つ 交通安全指導や体系的な交通安全教	0	安:
育の実施などにより、交通安全を推進し	年	蚧

【具体的な取り組み】

○ 安全意識の啓発を図るため、子どもの 年齢に応じた必要な交通安全教育を推 進します。

<警•交通企画課>

く交诵政策課>

- 交通事故から子どものかけがえのない命を社会全体で守るため、通学路及び未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路について定期的に合同点検を行い、子どもの安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備を推進します。
- 通学路及び未就学児が移動する経路 の合同点検を行い、要対策箇所の整備を 進めます。
 - <障害福祉課>
 - <子育て政策課>
 - く道路管理課>
 - <警•交通規制課>
 - <教・スポーツ健康課>
 - <教・高校改革・特別支援教育課>

(3) 災害時における子ども・子育て支援

【施策の方向】

災害が発生した場合あっては、国、 市町村、教育関係者等と連携し、子ど もの心のケア、就学及び学習に関する 支援を継続的に推進します。

【具体的な取り組み】

○ 災害時において、精神医療と精神保健 を包含する活動を行う事を可能とする、 「山梨県災害時心のケアマニュアル」を 作成し、関係機関への周知を行います。

また、被災した子どもへの就学等の支援や災害発生後の教育・保育施設の事業 再開に係る準備等について、周知・普及 啓発を行います。

- <障害福祉課>
- <私学・科学振興課>
- <子育て政策課>
- <教•義務教育課>
- <子育て政策課>